

インターネット積立定期預金規定

1. (取扱内容)

- (1) この預金は通帳の発行を行いません。
- (2) この預金の口座店はインターネットバンキングの代表口座と同一とします。
- (3) この預金は印鑑の届出が必要ありません。
- (4) この預金はインターネットバンキングでのみ使用できるものとし、原則、当行の本支店窓口、ATM でのお取扱いはできません。
- (5) この預金はマル優のお扱いはできません。分離課税扱いとなります。
- (6) この預金を総合口座にすることはできません。
- (7) 初回おまとめ日は、初回積立日の1年後となります。

2. (預入れ方法)

- (1) この預金の預入れは1口5千円以上とします。
- (2) この預金は口座振替によるほか、インターネットバンキングからも預入れができます。
- (3) 口座振替による預入れの際に、引落口座が残高不足の場合、当座貸越による引落しをすることができません。

3. (預入れ預金の取扱い)

この預金への預入れは、次のとおり取扱います。

(1) 預入れ

預入れの都度個別に下記の定期預金としてお預かりします。

- ① 預入日から1か月経過後最初に到来するあらかじめ指定された一定の月日（以下「おまとめ日」という。）を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期」という。）
- ② 預入れされたスーパー定期の利率は受入日当日の当行所定の利率（当該期間・金額のもの。以下同様）とします。

4. (おまとめ日の継続方法)

- (1) おまとめ日に満期の到来した定期預金は、後記(5)の方法により、その合計金額をもって1口の定期預金へ自動的に継続します。なお、利率はおまとめ日当日の当行所定の利率とします。
- (2) 前記(1)の合計金額は、利息組入の方法により継続前の定期預金の元利金の合計金額とします。
- (3) 継続後の定期預金の期間は、継続前の定期預金の期間にかかわらず、1年間とします。
- (4) 継続後の定期預金の利息支払方法は、利息組入の方法とします。ただし、定期預金の種類により継続後の利息支払方法に継続前と同一のものがない場合は、当行所定の方法により取扱います。
- (5) 継続の方法は、おまとめ日にスーパー定期にて継続します。

5. (預金の支払時期等)

この預金は満期日（継続をしたときはその満期日）までに継続停止の申込があったときに、満期日以後に支払います。なお、おまとめ日に満期日が到来する預金に継続停止の申出をする場合は、この預金すべてに継続停止の申出をすることを要します。

6. (利息)

スーパー定期の利息についてこの規定に定めのない事項については、自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）に従って取扱います。

7. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合以外を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 当行がやむを得ないと認めて、この預金を解約するときは、当行所定の方法により取扱いします。

8. (各種変更)

下記内容については、インターネットバンキングから変更できます。

- (1) 引落指定口座の変更
- (2) 自動積立契約の解除または新規設定
- (3) 積立周期
- (4) 毎回積立日、特別積立日
- (5) 毎回積立金額、特別積立金額

ただし、「おまとめ日」については変更できませんのでご注意ください。

また、前記(2)により積立解除中に口座残高が「0円」になった場合、最終取引日から6ヶ月経過すると口座が閉鎖されますのでご注意ください。

9. (その他)

本規定に定めのない事項につきましては、以下の規定により取扱います。

預金等共通規定

定期預金共通規定

自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

以 上